第九分類（カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物）	令別表第一第三十号、第三十四号、第四十一号、第五十二号、第百八号、第百二十四号、第百三十八号から第百四十号まで、第百四十七号、第百五十四号、第百六十二号、第百八十四号、第二百二十二号、第二百三十六号、第二百六十号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十号、第二百九十一号、第三百二十四号、第三百三十七号、第三百五十号、第三百五十二号から第三百五十六号まで、第三百五十八号、第三百六十一号、第三百六十九号、第三百七十六号、第四百一号、第四百十三号、第四百二十五号、第四百二十八号、第四百四十二号、第四百四十四号、第四百四十五号及び第四百四十九号に掲げる第一種指定化学物質
第十分類（その他の単環炭化水素化合物）	令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第百九十二号、第百九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定化学物質
第十一分類（多環炭化水素化合物）	令別表第一第十五号、第十九号、第二十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第百十四号、第百六十号、第百八十号、第百九十号、第二百二十八号、第二百三十一号、第二百三十八号、第三百二号、第三百三号、第三百四十号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三号、第四百六号、第四百二十七号、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号までに掲げる第一種指定化学物質
第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）	令別表第一第二十二号、第四十二号、第五十四号、第五十五号、第九十二号、第九十六号、第百十五号から第百十九号まで、第百四十八号、第百五十一号、第百五十三号、第百五十五号、第百六十八号、第百七十号、第百七十一号、第百七十三号、第百八十二号、第百八十三号、第百八十九号、第二百一号、第二百五十号、第二百六十一号、第二百三十九号、第三百四十七号、第三百六十号、第三百六十三号、第三百七十四号、第三百七十七号、第三百七十二号、第三百七十七号、第四百二号、第四百二十一号、第四百二十六号及び第四百五十二号に掲げる第一種指定化学物質
第十三分類（その他の複素環化合物）	令別表第一第二十一号、第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九十五号、第百十三号、第百四十六号、第百五十号、第百七十二号、第百八十七号、第百九十九号、第二百十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百三十八号、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百四十七号、第三百八十三号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質

様式第１を次のように改める。

様式第１（第５条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年　　月　　日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者　（ふりがな）住所　〒
（ふりがな）氏名　㊞
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第５条第２項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称（ふりがな）		
	前回の届出における名称		
	事業所の名称（ふりがな）		
	前回の届出における名称		
	事業所の所在地（ふりがな）	〒	都道府県　市区町村
事業所において常時使用される従業員の数			人
事業所において行われる事業が属する業種		主たる事業	業種名　業種コード
		従たる事業	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量			別紙番号１～　のとおり
本届出が法第６条第１項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）			１．有　２．無
担当者	部署		
（問い合わせ先）	（ふりがな）氏名		
	電話番号		
※受理日	年　月　日	※整理番号	

備考　１　本届出書は、事業所ごとに作成すること。

２　前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。

３　事業所における常時使用される従業員の数の欄には、前年４月１日現在（前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。

４　業種の欄には、当該事業所において行われる事業が属する業種を最大５業種まで記載すること。

５　法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。

６　※の欄には、記載しないこと。

７　届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

８　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

９　本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格Ｘ０５１０に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）